

「特定旅客自動車運送事業から一般乗合旅客自動車運送事業への事業用自動車の併用等について」の制定に関する意見募集結果について

令和6年9月30日
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、令和6年8月2日（金）から令和6年9月1日（日）まで、「特定旅客自動車運送事業から一般乗合旅客自動車運送事業への事業用自動車の併用等について」の制定に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、13件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和6年8月2日（金）から令和6年9月1日（日）まで
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、電子メール、FAX

2. 意見数

提出意見件

3. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局旅客課意見募集担当

電話番号：03-5253-8111（内線41-252）

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。

※ 今回の改正と直接的に関係がなかったご意見については、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

御意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>特定旅客自動車運送事業（以下、「特定事業」という）の車両を一般乗合旅客自動車運送事業（以下、「乗合事業」という）に併用する場合、当該地域に他の運行事業者が存在しないこと及び地域公共交通会議等から要請があることを条件とするべきではないか。</p>	<p>ご提案いただいた条件を付した場合、ニーズに応じた柔軟な対応ができなくなる可能性があることから、当該条件を付すことは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、特定事業の車両を乗合事業に併用する場合には、住民のニーズ把握等の観点から、おのずと地域の関係者との協議が行われることになると考えられます。</p>
<p>乗合運行に必要な運賃箱や行先表示の設置等の補助を検討すべきではないか。</p>	<p>運賃箱や行先表示器の設置の必要性及びこれらの導入に係る費用分担については、運送を依頼する主体との協議によるものと考えます。</p>
<p>乗合事業や一般貸切旅客自動車運送事業（以下、「貸切事業」という）の車両を特定事業に併用・流用することや、特定事業の車両を貸切事業に併用・流用することも認めるべきではないか。</p>	<p>ご提案いただいたケースにおける併用・流用については、専用車両の保有がなくても特定事業が実施可能となることや規制の緩やかな特定事業を活用することにより、貸切事業を拡大することが可能となることで、貸切事業のマーケットに影響を与える恐れがあるため、当該ケースは認めることは適当ではないと考えます。</p>
<p>併用する特定事業の車両について、移動円滑化基準の要件の緩和が必要ではないか。</p>	<p>車両の要件については、異動円滑化基準も含めて、乗合事業と同様の要件といたします。</p>
<p>特定事業の車両を乗合事業に併用することが可能となれば、地域コミュニティにも大いに貢献できると思慮する。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p>
<p>運転者不足や車両等の資源の制約の状況下で、地域の運送ニーズに十分に答えモビリティを保障するために資するものであると考えられるため、賛成である。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p>